

保護者 様

四日市市こども未来部こども家庭課
四日市市教育委員会指導課
四日市市こども未来部保育幼稚園課
三重県児童相談センター北勢児童相談所

子どもたちを守るために

児童虐待の通告はすべての国民に課された義務です！

児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害にあたり、成長段階にある子どもの心身に深刻な影響をもたらします。

児童虐待を防止するためには早期発見、早期対応が何より重要であり、虐待が疑われる場合やかしいと感じたら迷わず連絡してください。

子どもに関わる全員が子どもたちを虐待から守るネットワークの一員です。『あなた』の行動や一言が子どもや親を救うきっかけになります。「虐待かな？」と思ったら悩まずに勇気ある行動をお願いします。

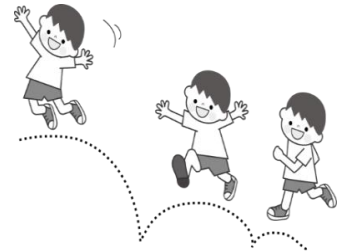
児童福祉法第25条の規定に基づき、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに（市役所や児童相談所に）通告をしなければなりません。

この通告は、国民の義務とされています。したがって、幼稚園、保育園、こども園、各学校には、国民の義務同様に『虐待されているかもしれない児童』を見つけた場合には、関係機関に通告する義務があります。

『虐待されているかもしれない児童』とは、例えば・・・

- ① 保護者から叩かれたり蹴られたりしているかもしれない。
- ② 原因がよく分からない傷やアザがある。
- ③ ご飯を食べさせてもらっていないようだ。
- ④ ひどく不衛生なままだいる。（同じ服を毎日着ている等）
- ⑤ 保護者から暴言を浴びせられているかもしれない。
- ⑥ 保護者から無視をされたり、差別的な対応を受けたりしているようだ。
- ⑦ 閉じ込められたりして、安否確認が取れない。
- ⑧ 病院（医療機関）に連れていってもらえない。
- ⑨ （主に夜間）保護者が不在の家に放置されているようだ。
- ⑩ 家族間の暴力行為を目撃している。

など



児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（近くの児童相談所につながります）

四日市市こども家庭課 ☎059-354-8276

三重県北勢児童相談所 ☎059-347-2030